

寄付金控除のご案内

【監修】公認会計士・税理士 / 多田 信広

CFCへの寄付で
所得税がとっても
安くなる!!

CFCへの寄付は税制上の優遇措置があります!!

チャンス・フォー・チルドレン(CFC)は、2014年1月6日に内閣府の認定を受け、「公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン」になりました。
これにより、CFCへの寄付は、所得税・法人税などの税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の方なら

▶▶▶ 年間12,000円(月々1,000円)寄付した場合

一般社団法人など控除を受けられない場合(以前のCFC)

支払額 **12,000円**

寄付金控除(税額控除)が適用される場合(現在のCFC)

実質負担額 **8,000円**

控除額 **4,000円**

約33%もの控除!

▶▶▶ 年間60,000円(月々5,000円)寄付した場合

一般社団法人など控除を受けられない場合(以前のCFC)

支払額 **60,000円**

寄付金控除(税額控除)が適用される場合(現在のCFC)

実質負担額 **36,800円**

控除額 **23,200円**

実質負担額は月々約3,000円

約39%もの控除!

当法人へのご寄付は、寄付金控除として **A 税額控除** か **B 所得控除** のどちらかをご選択いただけます。
ほとんどの場合は、**A 税額控除** を選択された方が有利になりますが、所得や寄付額などによって異なります。

A 寄付金控除(税額控除)額の計算

次の計算式により算出された額が「寄付金控除」として所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額}$$

※寄付金合計額は、年間所得金額の40%が限度となります。
※控除額は、所得税額の25%が限度となります。

B 寄付金控除(所得控除)額の計算

次の計算式により算出された額が「寄付金控除」として所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$$

※寄付金合計額は、年間所得金額の40%が限度となります。
※所得税率は年間の所得金額によって段階的に変動します。

! 確定申告が必要です

寄付金控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。当法人が発行する領収書を添付して税務署に申告してください。勤務先などで実施される年末調整では控除を受けることはできませんのでご注意ください。

法人の方は

CFC(特定公益増進法人)に対する寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なりますので、詳細は税務署や税理士にご確認ください。

特定公益増進法人への寄付金の損金算入限度額の計算(1年決算法人の場合)

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

※資本金の金額と資本積立金の合計額